

登録要件

下表に示す評価基準において、以下のいずれも満たすこと

①必須項目を全て満たすこと

②70 点以上を獲得すること

(共通基準)

項目	詳細	点数
1. 経営の安定性 (10 点)	・間接補助事業業務を実施する者が、当該業務を継続的に安定して遂行するための経理的基礎を有すること。具体的には、経常利益又は当期利益が直近 2 期連続しての赤字となっていないこと。	5 点 (必須)
	・安定した財務基盤を有していること。具体的には、直近が債務超過でないこと。	5 点 (必須)
2. 社内管理体制 (5 点)	・コンプライアンスに係る専門部署を設置していること。	5 点 (任意)
	・5 年以内に法令に違反し、罰金刑以上に処せられた者でないこと。	0 点 (必須)
	・反社会的勢力でないこと。	0 点 (必須)
3. 実施体制 (5 点)	・発行支援業務を適切に実施するための十分な組織を有し、当該業務を適切に遂行することができる者を相当数雇用するものであること。(全体で 3 人以上程度かつ、構成員にソーシャルボンド、サステナビリティボンド、グリーンローン等に知見を有する者が 1 名以上いること)	5 点 (必須)
4. 能力及び知見 (35 点)	・グリーンボンド市場やグリーンボンドガイドラインに関する知見を有すること。	15 点 (5 点以上であることを必須)
	・我が国におけるグリーンボンドの普及促進を行う旨を表明していること。	10 点 (必須)
	・グリーンボンドの発行支援業務の概要を公表している又はその見込みであること。	10 点 (必須)

<p>5. 環境配慮経営等への取組 (20点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮経営等への取組を積極的に行っていること。具体的には、 ①環境専門部署の設置・公表 ②環境方針の策定・公表 ③環境マネジメントシステム認証の取得 ④環境報告書の作成 ⑤21世紀金融行動原則への署名 ⑥環境情報開示基盤整備事業への参加 ⑦RE100への加盟 ⑧エコ・ファーストの認定取得 ⑨PRIへの署名 ⑩その他(グリーンボンド原則への登録、CBIの approved verifier である、エコアクション21の取得、SBTの設定等)のいずれかを行っていること。 <p>①～⑩ごとに5点とし、最大20点とする。</p>	<p>20点 (任意)</p>
---------------------------------	---	---------------------

(部門別基準)

<p>1. グリーンボンドストラクチャー (25点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発行支援業務又は類似業務の実績として、具体的には、グリーンボンド等に係る国内外のストラクチャリング実績があること。 <p>具体的には、私募債又は公募債のストラクチャリングを実施した実績があれば10点、ソーシャルボンド等、グリーンボンドに類似する債券のストラクチャリングを実施した実績があれば15点、グリーンボンドのストラクチャリングを実施した実績があれば25点を加点する。</p>	<p>25点 (任意)</p>
<p>2. 外部レビュー付与 (25点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンボンドの発行に係るフレームワークのグリーンボンドガイドライン適合性確認を実施することができる能力及び知見を有すること。 <p>具体的には、別添1の判定基準による。</p>	<p>15点 (必須)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・発行支援業務又は類似業務の実績を有すること。 <p>具体的には、グリーンボンドに係る外部レビュー又はソーシャルボンド、サステナビリティボンド、グリーンローン等に係る外部レビュー付与の実績があること。</p>	<p>10点 (任意)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・外部レビューの付与に当たり、ガイドライン第3章の5(2)に示す発行体との間での第三者性を確保する方針等があること。 	<p>0点(必須)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 発行支援業務に該当する外部レビューの経費の目安が、当該外部レビューを付与するために必要な範囲内で合理的に算出された額であって、かつ、他の同様の外部レビューに係る水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。 	0点(必須)
3. グリーンボンドコンサルティング (25点)	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドコンサルティングを実施することができる能力及び知見を有すること。 具体的には、別添2の判定基準による。 	15点 (必須)
	<ul style="list-style-type: none"> 発行支援業務又は類似業務の実績を有すること。具体的には、グリーンボンドに係るコンサルティング又はソーシャルボンド、サステナビリティボンド、グリーンローン等に係るコンサルティング実施の実績があること。 	10点 (任意)
	<ul style="list-style-type: none"> 発行支援業務に該当するグリーンボンドコンサルティングの経費の目安が、当該コンサルティングを実施するために必要な範囲内で合理的に算出された額であって、かつ、他の同様のコンサルティングに係る水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。 	0点(必須)